

職員の軽装勤務について

本市では、地球温暖化対策の一環として、夏季の庁舎内設定温度を28度とするとともに、執務が快適にできるよう、職員の軽装勤務を、期間を限定し実施してまいりました。

環境省では、クールビズやウォームビズについて、全国一律の実施期間を設定して呼びかけることをやめ、各地域の状況、個人の体調や室内での温度差等に応じた柔軟な服装の選択ができるような環境を醸成することを目指しています。また、企業や自治体でも、通年で軽装勤務を実施する取組みが進んできております。

本市においても、燃料や電気代の高騰等に対する経費の節減及び地球温暖化対策の一環として、新たにウォームビズの視点も取り入れ、職員にとってより働きやすい職場環境づくりを実現するため、職員の軽装勤務を通年で実施いたします。

記

1. 目的

働きやすいと感じる服装や職場環境は、職員それぞれに違うことから、季節や職場環境に応じた服装によって執務を行うことで、業務の効率化やストレスの軽減を図るとともに、過度な空調に頼らない省エネルギーを推進するもの

2. 実施期間

令和5年10月1日(日)から実施(通年)

3. 基本となる服装

- ・職員は通年でノーネクタイ・ノージャケットでの勤務を可とします。
- ・夏季期間はポロシャツ等の清涼感ある服装、冬季期間はカーディガン等の重ね着等の服装勤務を可とします。

4. その他

- ・公務員として品位を失わない節度ある服装とし、市民等に不快感を与えることのないよう十分に配慮します。
- ・必ず名札を着用します。
- ・TPO(時・場所・場合)をわきまえ、式典や外部の方が参加する会議等においては、ネクタイ及び上着を着用します。(夏季においては従来のクールビズの対応とします。)

【お問い合わせ先】

人事課 課長 松本 諭一 ☎66-1066(内線1342)、FAX0773-62-5099
E-Mail: jinji@city.maizuru.lg.jp